

「市長への手紙」HP掲載データ（令和2年2月分）

見出し	0202-19 敬老会対象者名簿から施設入所者等を除けるか
ご意見	敬老会の対象者名簿は役所から届く名簿通りに作っています。中には施設入居者や地区に住んでいない人も入っています。
回答	<p>施設入所者の情報は、介護保険法等各福祉施策に係る法律及び個人情報保護に関する法律に基づき、各施設で管理しているため、市では施設入所者を正確に把握していません。現状、敬老会名簿は、住民基本台帳上の住所を基に作成せざるを得ないため、施設入所者を地区の敬老会名簿から除くことは困難です。</p> <p>各地区の敬老会名簿作成にあたっては、町内会、民生児童委員等の持つ情報を基に調整をお願いします。なお、施設入所の情報で不明の場合は、民生児童委員を通じて照会していただければ調査・回答します。</p> <p>各地区敬老会を主催するにあたり、お手数をおかけします。</p>
担当課	社会福祉課 電話：0194-52-2119